

令和 8 年第 2 回定例会議事日程（第 2 号）

令和 8 年 6 月 5 日（金）

午 前 10 時 00 分 開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 22 号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 3 議案第 23 号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について（令和 7 年度かわまちづくり事業山国川緑地便益施設新設工事契約変更）
- 日程第 5 報告第 2 号 専決処分の報告について（令和 7 年度幸子団地外構等改修工事契約変更）
- 日程第 6 議案第 24 号 吉富町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 25 号 吉富町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 26 号 吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 27 号 吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 28 号 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 29 号 吉富町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 30 号 令和 8 年度吉富町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 13 議案第 31 号 令和 8 年度吉富町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 14 議案第 32 号 令和 8 年度吉富町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 15 議案第 33 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 16 議案第 34 号 固定資産評価員の選任について
- 日程第 17 議案第 35 号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 18 報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第 19 報告第 4 号 繰越計算書について（下水道事業会計）
- 日程第 20 報告第 5 号 経営状況の報告について（土地開発公社）

令和8年第2回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 令和8年6月5日
招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
開 会 6月5日 10時00分

応 招 議 員 1 番 新保 祐介 6 番 横川 清一
2 番 丸谷 宏一 7 番 是石 利彦
3 番 角畑 正数 8 番 岸本加代子
4 番 向野 倍吉 9 番 矢岡 匡
5 番 太田 文則 10番 山本 定生

不 応 招 議 員 なし

出 席 議 員 応招議員に同じ

欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121	町 長 花畑 明	福祉保険課長 別府 真二
条の規定により説明	副 町 長 和才 薫	子育て健康課長 梅林 正典
のため会議に出席し	教 育 長 若山誠一郎	吉富あいあいセンター所長
た者の職氏名	未来まちづくり課長 岩井 保子	上下水道課長
	危機管理室長	建設課長
	総務財政課長 奥本 仁志	地域振興課長 守口 元子
	住 民 課 長 南 博己	教 務 課 長 石丸 順子
	税 務 課 長 奥本 恭子	ふるさと納税推進室長 太田 恵介
	会計管理者	吉富保育園長 高尾 広篤
	検査会計室長	吉富幼稚園長

本会議に職務のため 事務局 長 中家 立雄
出席した者の職氏名 書 記 奥田 真孝

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（山本 定生君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、新保議員、丸谷議員の2名を指名いたします。

日程第2. 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（山本 定生君） 日程第2、議案第22号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（奥本 恭子君） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第22号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本議案は、令和8年4月1日を施行日とする地方税法等の一部を改正する法律などが令和8年3月31日に交付されたことに伴い、吉富町税条例の一部改正が必要となり、同日付で専決処分を行いましたので、内容について報告し、承認を求めるものでございます。

議案書は、3ページから12ページです。

○議長（山本 定生君） 税務課長、着座のままでよろしく申し上げます。

○税務課長（奥本 恭子君） ありがとうございます。では、着座で失礼いたします。

議案書は、3ページから12ページです。詳細につきましては、付属資料の新旧対照表で説明をいたします。

なお、本改正は地方税法等の改正に伴うものや文言等の整備を行うもので、町独自の改正はございません。

それでは、付属資料の1ページ、新旧対照表をお開きください。

1ページ、第18条の3、納税証明事項についてです。

令和8年3月31日をもって軽自動車税環境性能割が廃止されたことに伴い、それまでの環境性能割と種別割の区分がなくなりましたので、納税証明書に記載される税の名称を「種別割」から「軽自動車税」に変更するものです。

次の第19条は、各税等における延滞金に関する条項で、こちらも軽自動車税環境性能割の廃

止に伴い、引用する条項が削除されたことによる改正となっております。

次に、２ページ、第３３条第３項は、法改正により特定配当等の範囲に特定大口株主配当等が追加されることに伴い、当該配当につきましては、引き続き総所得金額に含めて算定することを規定するための規定となっております。

３ページ、第３４条の７第２項は、所得割の納税義務者が行う寄附金に対する控除額を規定するもので、控除額の計算における読替規定に復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税が新たに追加されたことに伴う規定の整備となっております。

次の第３６条の２から、９ページ、第３６条の３第３項までは、町民税の申告についての規定です。法改正に伴う引用条文の項ずれ等の整備のほか、６ページの第３６条の３の３では、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲が見直されたことに伴い、規定の整備を行っております。

次に、１０ページ、第６３条固定資産税の免税点についてです。固定資産税を課さない資産の範囲として、同一人につき、家屋については現行２０万円を３０万円に、償却資産につきましては、現行１５０万円を１８０万円に引き上げる改正内容となっております。この改正は令和９年度以後の固定資産税に適用されます。

第８０条から、１８ページ、第９１条第７項までの改正につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う税の名称変更や規定の削除及び項ずれ等の整備を行っております。

次に、１８ページ、附則第６条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例についてです。平成３０年度から令和９年度までの適用となっておりますが、その期限が撤廃されたことに伴う改正です。

１９ページ、附則第７条の３は、平成２８年度までの個人町民税の住宅借入金等特別控除額控除について規定しておりましたが、根拠となる地方税法の附則第５条の４が削除されたことに伴い、本条も削除を行い、次の附則「第７条の３の２」を「第７条の３」に改め、適用期限の現行の令和２０年度までから５年間延長とする改正と項ずれの整備を行っております。

次に、２０ページ、第７条の４は、寄附金税額控除における特例控除額の特例についての規定です。法改正により控除対象に、この後説明をいたします附則第１９条の３に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等が追加されたことによる改正及び復興特別所得税の課税期間の延長と防衛特別所得税の創設に伴う規定の整備を行っております。

２１ページ、附則第８条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例については、法の附則第５条の４が削除されたことに伴う規定の整備と適用期限を３年間延長する改正となっております。

２２ページ、附則第９条の２は、個人町民税の寄附金税額向上に係る申告の特例等についての

規定で、こちらも復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正となっております。

附則第10条の2では、固定資産税の特例措置について規定する地方税法の附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について規定しておりますが、法改正に伴い、引用する条項の項ずれの整備と一部変更しました国の参酌値の反映及び改修特別特定建築物に対する特例措置の規定を新設しております。

次に、25ページ、附則第10条の3第7項から29ページの第16項までは、新築住宅等に対する固定資産税の減額を受ける者がすべき申告の内容について、地方税法施行令の改正に伴う項ずれの修正等を行っております。

続きまして、29ページの附則第15条の2から34ページの附則第16条の2第3項までは、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う規定の文言の削除や項ずれ等の整備を行っております。

次に、35ページをお願いいたします。

附則第16条の3第3項から36ページの第17条、1つ飛ばしまして、39ページの第18条から40ページの第19条までにつきましては、先ほどもありました、住宅借入金等特別控除について規定した、法の附則第5条の4が削除されたことに伴う項ずれ等の整備となっております。

37ページに戻りまして、先ほど飛ばしました第17条の2は、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限の3年間の延長と地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域における土地の譲渡については該当しないとする規定の追加を行っているものでございます。

次に、41ページ、附則第19条の3は新設です。附則第7条の4の説明で少し触れましたが、特定暗号資産に関する譲渡所得に係る個人の町民税における特例が、法改正により設けられたことに伴うものとなっております。資産形成に資する暗号資産について現物取引から生じる所得を分離課税の対象とする規定内容となっております。

43ページ、附則第20条から45ページ第20条の3までについては、いずれも住宅借入金等特別控除について規定した法附則第5条の4の削除に伴う条項のずれを整備する改正となっております。

次に、48ページをお願いいたします。

附則第5条による改正です。軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、平成26年条例第11号吉富町税条例等の一部を改正する条例の第6条中にあります、種別割の文言を削除するものとなっております。

続きまして、施行期日及び経過措置について説明をいたします。

議案書10ページにお戻りください。

第1条施行期日です。この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

なお、第1号から第4号では、それぞれの規定において法改正等に応じた施行日を定めております。また、第2条では町民税に関する経過措置を、第3条では固定資産税に関する経過措置を、第4条では軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

以上で説明を終わります。御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これから質疑を行います。質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。

なお、質疑の回数は、同一議員につき同一議題について3回を超えることができないようになっていますので、よろしくお願いいたします。また、質問者、答弁者の発言は挙手をし、議長と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますようよろしくお願いいたします。

これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありませんか。新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 今回の改正は、国の地方税法改正に伴う条例の改正であることは理解しております。改正そのものに反対するわけではございませんが、ちょっと今回の内容に関してはかなり長いものでありますので、町民に対しても少し分かりやすく御説明していただきたいなと思っております。

これ、大まかにメリット・デメリットというのはどこにありますかというのをざっくり聞きたいんですけども、お答え願えますか。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（奥本 恭子君） 今回の税条例の改正そのものの影響の大きさという点では、軽自動車税の環境性能割の廃止と個人住民税のいわゆる住宅ローン控除に関することを規定した地方税法の附則第5条の4の削除に伴う規定の整備が主なものとなっておりますが、住民の皆様にとって身近に関係するものとしましては、先ほどの軽自動車税の環境性能割の廃止に加え、固定資産税の減免点の引上げに関する改正が主なものになるかと思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） そうすると固定資産税でなってくるんですけども、今回の改正で恩恵を受けられる対象要件とか、逆に対象外となる要件というのもあると思うんですけども、それをちょっと教えていただきたいのと、軽自動車税の環境性能割等が廃止になるということなのですが、廃止というか、なくなってまとまるということですけども、それによってこう、例えば税金の住民の負担が増えるとか町税が減るとかって、そういったことはございますか。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（奥本 恭子君） 固定資産税の減免につきましては、同一人につき、家屋については現行20万円を30万円に、償却資産については現行150万円を180万円に引き上げる改正内容となっております。これによりまして、令和8年度の課税状況でお答えいたしますと、家屋の減免点の引上げで新たに該当となる件数は66件ございます。償却資産につきましては該当者が8件で、それぞれその分が課税されなくなるということで、住民の方にとってはメリットとなるかと考えております。

それと、環境性能割の廃止についてですけれども、環境性能割の税金につきましては、自動車を購入のときに一度かかる税金となりまして、燃費の割合についてかかる税金なんですけれども、それがなくなったということで、住民の方、国民の方にとっては自動車の購入がしやすくなった点がメリットになるかと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） そこは取得しやすくなるけれど、別に町への税金が増えるとか何かこう減りますよとか、そういったところは特にないって考えてよろしいでしょうか。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（奥本 恭子君） 町への歳入の影響としましては、環境性能割の廃止に伴うものとして、令和7年度の収入でお答えいたしますと、軽自動車税の環境性能割分として112万1,900円、県から支払われる環境性能割交付金446万2,000円が減収となる見込みとなっております。この減税部分につきましては、全額、国が地方特例交付金により補填することとなっておりますので、町への影響は少ないかと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 暗号資産の取引で得た利益は、これまで雑所得として扱われ、そ

のほかの所得と合算する総合所得の対象となっていました。今回の税制改正で、説明にありましたように分離課税となり、大幅な減税となります。そもそも減税しなければならない理由が理解できません。これも、先ほどから説明がっておりますように、本条例改正案には固定資産税の免税点の引上げなど住民の利益になることもあります。暗号資産に関する利益についての減税に納得ができないので反対いたします。

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 議案第22号専決処分の承認を求めることについて、町独自の改正はなしという説明がありました。国に準ずる旨は大方の共通感覚であろうと述べまして、賛成討論いたします。

○議長（山本 定生君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 定生君） はい、結構です。起立多数であります。よって、議案第22号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第3. 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（山本 定生君） 日程第3、議案第23号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（奥本 恭子君） 議案書13ページ、議案第23号専決処分の承認を求めることについてでございます。

本議案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援制度が令和8年4月に創設されたこと及び令和8年4月1日を施行日とする地方税法等の一部を改正する法律などが令和8年3月31日に公布されたことに伴い、吉富町国民健康保険税条例の一部改正

が必要となり、同日付で専決処分を行いましたので、内容について報告をし、承認を求めるものでございます。

議案書は15ページから18ページです。詳細につきましては、付属資料の新旧対照表で説明いたします。

なお、本改正で規定する子ども・子育て支援納付金税率は、県が示す標準税率であり、そのほかの改正につきましては地方税法等の改正に伴うもので、町独自の改正はございません。

では、付属資料49ページをお開きください。

第2条、課税額です。第1項では、令和8年4月から子ども・子育て支援金制度が始まったことに伴い、第1号で基礎課税額の説明に子ども・子育て支援納付金を追加するとともに、第4号で課税額の内容に子ども・子育て支援納付金課税額を追加するものでございます。

50ページ、第2項では、地方税法の改正に伴い、基礎課税額における限度額が66万円から67万円に変更となりましたので整備をするものでございます。

第3項は、準則に合わせ文言を追加するものです。

第5項は新設で、第1項第4号で規定した子ども・子育て支援納付金課税額についての限度額を規定するものとなっております。限度額は3万円でございます。

51ページ、第3条は、条文中に記載していました地方税法の引用を、今回、新設いたしました前条第5項で先に行ったことに伴い、以後の条文において法と読み替えることに伴う改正を行っております。

第5条の2は、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額についての規定です。

子ども・子育て支援納付金課税額の平等割が、第9条の6で追加されたことによる改正となっております。

52ページ、第9条の3から第9条の6は、子ども・子育て支援納付金課税額に関する規定の新設です。

第9条の3では、所得割額について規定をしております。税率は、県が示す標準課税率であります0.26%としております。

次に、53ページ、第9条の4は、均等割額についての規定です。こちらも県が示す金額を参酌値とし、金額を1,000円としております。

第9条の5は、18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額についてです。この子ども・子育て支援制度が少子化対策に係るものであることを鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう18歳未満の子どもに係る均等割額は全額軽減対象となり、軽減の一部をこの条項で規定する18歳以上均等割額をもって補う形となっております。

ます。金額は、こちらでも県が示す金額を参酌値とし、１００円としております。

第９条の６は、平等割額についての規定です。金額は、同じく県が示す金額を参酌値とし、特定世帯及び特定継続世帯以外を１，０００円、特定世帯を５００円、特定継続世帯を７５０円と規定しております。

次の第２３条は、税の減額についての規定となっております。第１項本文で、基礎課税額の限度額の変更に伴う改正を行うほか、同項第１項以降において減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しと、子ども・子育て支援納付金課税額に対する軽減条項を追加しております。

次に、６１ページ、附則第３項から６９ページの附則第１３項までは、国民健康保険税の課税の特例について規定をしております。今回、子ども・子育て支援納付金の創設に伴い、引用条項の追加など所要の整備を行っております。

続きまして、施行期日及び適用区分について御説明いたします。

議案書にお戻りください。議案書は１８ページです。

附則第１項、施行期日です。この条例は令和８年４月１日から施行とするものです。

附則第２項、適用区分です。改正後の規定は令和８年度以後の国民健康保険税に適用し、令和７年度分までのものにつきましては従前の例によるとするものです。

以上で説明を終わります。御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。向野議員。

○議員（４番 向野 倍吉君） 今回の改正は、国民全員で子育てをしようということは理解できます。３月議会の途中で前任の課長からこのような説明をいただきました。内容はもうこのままだと思うんですけども、その確認で、このプリントのとおりの内容かどうかをお答えください。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（奥本 恭子君） 子ども・子育て支援納付金に関する内容は、令和８年２月の全協で説明をさせていただきました内容から変更はございません。保険税率につきましても変更はなく、県の示す標準課税率を参酌値とし、設定をしたものとなっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかに、是石議員。

○議員（７番 是石 利彦君） 今、同僚議員の話に賛同ですが、外国人について、住民登録をされている外国人おと思うんですが、その方も同様なことが起こるのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（奥本 恭子君） 国民健康保険制度に加入している場合は、同じ状況でお支払いをいただくという形になるかと思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） まず、課税限度額の引上げがなされており、これは住民の負担増につながります。また、子ども・子育て支援金が健康保険制度を通じて国民に負担させるようになっています。これに係る財源は国が独自に確保すべきであり、住民に負担を押しつけるべきではありません。

以上、2点の理由で反対いたします。

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 議案第23号専決処分の承認を求めることについて、町独自の改正はなしという説明がございました。国に準ずる旨は大方の共通感覚と捉え、賛成討論いたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 反対討論いたします。こども庁の数々の施策は、日本における日本人のお子さんのためなり、国民のための施策だろうと思いますが、外国籍の方にも同じような施策があると聞いております。これはまだ議論の定まらないところと聞いておりますが、例えば、いろんな施策をいただいた方々が外国に帰国すると国籍がないので、国籍は地元の国ということですから、滞在が終わった後、誤った受給をした場合、返金を求めることがなかなか難しいという話もございますし、この際、私は23号について反対をいたします。

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 今回の子ども・子育て支援納付税率についてです。国民全員で子育ての負担を負うということで、今後、子育て支援に充実を行い、日本の出生率も上がっていくことを願い、賛成します。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 定生君） 結構です。起立多数であります。よって、議案第23号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第4. 報告第1号 専決処分の報告について（令和7年度かわまちづくり事業山国川緑地便益施設新設工事契約変更）

○議長（山本 定生君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告について（令和7年度かわまちづくり事業山国川緑地便益施設新設工事契約変更）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 議案書の19ページをお願いいたします。

報告第1号専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、指定された町長の専決事項の指定、平成21年3月23日議決に掲げる議会の議決に付した契約または製造の請負契約を変更する場合に、変更額の累計が500万円以下において増額または減額することについて、20ページの専決処分書のとおり専決処分をいたしましたので、同法第180条第2項の規定に基づき御報告するものでございます。

提案理由といたしましては、令和7年度かわまちづくり事業山国川緑地便益施設新設工事につきまして、工事内容の変更が生じたため契約額を増額するものでございます。

内容について御説明いたします。本工事は、山国川河川敷に位置する山国川緑地において、トイレ施設などの便益施設を新設するものでございます。変更の内容といたしましては、大きく次の3点となっております。

まず1点目は、トイレ設備の仕様変更についてでございます。障がい者や高齢者、子育て世帯など幅広い方々に快適に御利用いただけるよう、ウォシュレットを4か所、オストメイト設備1か所、ベビーチェア3か所を追加いたしました。

2点目は、山国川緑地のせせらぎ水路周辺において、自然石を活用したベンチを追加したものでございます。これは、子どもから高齢者まで誰もが集い、自然に触れ合いながら過ごせる憩いの空間づくりを進める本緑地整備の趣旨に沿い、SDGs未来都市として持続可能な公共空間の

整備を進める観点から追加したものでございます。

3点目は、横断歩道工の追加についてです。日常での活用はもちろんのこと、特にイベント時には河川敷に数千人の来場者があることから、河川敷から舗装された小段への移動の際に車両の通行と交錯し、トイレ施設への移動の際に危険が生じるおそれがあるため、横断歩道の設置工事を追加したものでございます。このほか主要数量につきましても、張りコンクリート工、路盤工、舗装工、交通誘導員などについて、現状に合わせた施工数量の変更を行っております。

これらの変更の結果、329万2,300円の増額となり、当初契約額5,359万4,200円から変更契約額5,688万6,500円に変更したものでございます。

御報告につきましては以上です。

○議長（山本 定生君） 以上で、報告説明を終わります。

日程第5．報告第2号 専決処分の報告について（令和7年度幸子団地外構等改修工事契約変更）

○議長（山本 定生君） 日程第5、報告第2号専決処分の報告について（令和7年度幸子団地外構等改修工事契約変更）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 議案書の21ページをお願いいたします。

報告第2号専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、指定された町長の専決事項の指定に掲げる議会の議決に付した契約または製造の請負契約を変更する場合に、変更額の累計が500万円以下において増額または減額することにつきまして、22ページの専決処分書のとおり専決処分をいたしましたので、同法第180条第2項の規定に基づき御報告するものでございます。

提案理由といたしましては、令和7年度幸子団地外構等改修工事につきまして、工事内容の変更が生じたため契約額を増額するものでございます。

内容について御説明いたします。着工後に試掘調査などを行ったところ、1号棟から3号棟において、既存のガス、水道、汚水、雨水配管が浅い位置に埋設されていることが判明いたしました。3号棟西側では、樹木の根がガス管や水道配管を抱え込んでいたため、抜根時の配管破損に伴う修繕を要したほか、配管が新設スロープの躯体に干渉するため、配管の敷設替えを行うこととなりました。また、経年劣化やインターロッキング部の沈下による雨水管の破断箇所の修繕並びに雨水ますの取替えなども追加が必要となりました。その他、現場状況に合わせた建物基礎巾木の塗装や駐車場整備に伴う消火栓鉄蓋などのかさ上げ改修、舗装工の変更などを行っております。これらの設計変更に伴う結果、10万100円の増額となり、当初契約額9,834万

5,500円から変更契約額9,844万5,600円に変更したものでございます。

御報告につきましては以上です。

○議長（山本 定生君） 以上で、報告説明を終わります。

日程第6．議案第24号 吉富町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第6、議案第24号吉富町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 議案書の23ページをお願いいたします。

議案第24号吉富町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

本条例は、いわゆる、こども誰でも通園制度に関する法令の整備となります。具体的にこども誰でも通園制度とは、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関係なく子どもの育ちを応援するため、月に一定時間までの利用可能枠、基準では0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象に、子ども1人当たり月10時間を上限とした中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる新たな通園制度のことであり、国の政策として令和8年度より全ての自治体での実施が義務づけられた制度となり、本町においても条例を制定するものでございます。

それでは、条文の説明に移ります。

議案書24ページをお願いいたします。

まず、本事業を実施するには、保育所等からの申請に基づき町が認可する形となるため、本条例を整備することで、まずは国の基準を踏まえて利用できる保育所等の設備及び運営の基準となるルールを定め、認可できる体制を整えようとするものであり、本条例は、こども誰でも通園制度上では一般に認可条例と言われる条例となっております。

条文に移り、まず第1条では趣旨としまして、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとしております。ここで言う乳児等通園支援事業というのが、こども誰でも通園制度のことであり、この児童福祉法第34条の16第1項では、こども誰でも通園制度の設備及び運営については条例で基準を定めなければならない旨が規定されております。

次に、第2条の定義では、この条例で使用する用語は、ここで言う児童福祉法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準において使用する用語の例によるとしており、使用する用

語の定義について規定しております。

次に、第3条の設備及び運営に関する基準では、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、府令の定め定めるところによるとしており、主に府令において認可に当たっての設備及び運営面での基準を詳細に規定しており、その定めによるものとなっております。

次に、第4条の暴力団等の排除では、乳児等通園支援事業者については、暴力団等の構成員の統制下にあるものであってはならないこと、また暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有してはならないことを規定しております。

なお、本条例の趣旨であることも誰でも通園制度は、国の制度創設に伴い、あくまで国の方針に沿って運用し、町独自に行うものではないため、条例自体シンプルにどの条文においても国の関係法令を準拠する形を取ることで、国において法改正が行われた場合にも柔軟に対応できるような条文の構成としております。

最後に附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 2点ほど。今回条例をつくることにより、条例を制定した場合にしなければいけないのかということですね、条例はできましたが受入体制ができない場合のペナルティーとかはあるのか、それとまた民間保育所の中で、この条例の中で受入体制をする場合に、例えば、公費とか補助金とかその辺は出るのか、その辺を教えてください。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） まず1点目のペナルティーという件ですが、ペナルティーなどが特段あるわけではありませんが、国の政策として令和8年度からの実施が義務づけられた制度となりますので、どの自治体においても必ず実施しなければならないものとなっております。したがって、実施できない場合も含め、しなかった場合はペナルティーはないにしても、国・県より何らかの指導なりは継続的にあるものと思っております。

それからもう1点、民間保育所が手挙げした場合などの補助という件ですが、この事業は国の政策により実施する事業となるため、公立や民間に関係なく、国の公定価格に基づいた補助制度が創設をされております。

具体的に運営費に関する補助額については、子ども1人当たり1時間、ゼロ歳児が1,700円、1・2歳児が1,400円で定められており、補助率は国が4分の3、県が8分の1、町も8分の1の割合となっております。金額や補助の割合については、公立や民間に関係はなく実施する事業となっております。

なお、利用者の負担につきましては、こちらは実施する保育所が定め、利用者が直接保育所に支払うものとなりますので、国としての基準は1時間当たり300円程度を想定した基準となっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかに。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっと今の答えが少し聞き取りにくかったんですが、民間も公立も関係なく受け入れるということですかね。もっと言えば、認可外保育所は受けられないということになるのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） お答えいたします。

認可外保育所であっても、この事業の目的・方針に沿った形で該当になれば申請することができます。ただし、この事業自体は保育所等が申請をして、町が認可する形となっております。必要な運営基準等が満たしていなければ、認可できない形になりますので、そのような運営となります。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかに。丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） すみません。国の施策ということで理解はもちろんしているんですけど、自治体の状況によって、やっぱり大分状況が変わると思うんですね。

本町では、子育て支援が充実している中で、十分というか、十分な環境が整っていると思うんですけど、まだ始まっていない施策ではあるんですけど、感覚というとおかしいですけど、本町にニーズがありそうなのかどうかというのをちょっと確認したいと思います。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 議員おっしゃるとおり、本町では保護者の皆様の仕事の都合であったり、病気や育児疲れ、リフレッシュ、そういった幅広い理由でお子さんをお預かりする制度として、既に、例えばショートステイなどの子育て短期支援事業、それから、保育所でお子さんをお預かりする一時預かり事業、そういった事業を既に実施してまして、保育所に通園していない乳児、乳幼児の受皿は十分に構築しているところでございます。

したがって、本事業は既存事業に加えて、さらなる「こどもまんなか」の実現に向けて、幅広く子育て家庭の支援を行うべく取り組んでいくものと考えております。

それから、ニーズについてですが、これはまた実施してみないと何とも言えないところになりますが、現時点において、町に「利用したいんだけど」というような申込み要望等はあってはございません。

ただ、そういう状況でございますが、先ほどの事業を行っているところでありまして、お子さんたちに不利益を与えることがないように、既に行っていますそういった事業とも連動をして実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（２番 丸谷 宏一君） もう一つなんですけど、対象者というのは、当然その自治体ですから住民ということになるかと思うんですけど、突然、ちょっと運用の話になるんですけど、来られたときに、何か例えば住民票で判断をするのか、それとも住民票はないけど吉富に住まわれている方もいると思うんですけど、その辺の対応みたいなのところというのは、どういうふうにお考えなのかと思います。お願いします。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） この事業、原則として、町内に住所を有する方が対象となっております。この制度自体が国において義務化された制度になりますので、例えば、里帰りや町外利用の兄弟児などで、住所地でない自治体の保育所等の利用を希望した場合についても、まずは、お住まいの住所地の自治体で利用申請をして必要な手続を行えば、ほかの自治体の保育所等で広域利用することも可能となっております。

したがって、反対のパターンとして本町において事業認可した保育所等を、町外の方が利用することもあり得るというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第２４号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第２４号吉富町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第７．議案第２５号 吉富町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第７、議案第２５号吉富町特定乳児等通園支援事業の運営に関する

基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 議案書の２５ページをお願いいたします。

議案第２５号吉富町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

本条例についても、こども誰でも通園制度に関する法令の整備となり、先ほどの議案第２４号の条例がいわゆる認可条例であるのに対し、こちらの条例は、国が定めた子ども・子育て支援法に基づき、こども誰でも通園制度を実施する保育所等の認可基準や運営基準などを、町において条例で定めるものです。

具体的には、制度が実施可能かを審査するため、施設の面積や職員配置、利用定員などの運営面を規定することで、実施する保育所等がその基準を満たすかどうかを確認する役割を持つ条例となることから、本条例は、こども誰でも通園制度上では一般に確認条例と言われる条例となっております。

それでは、条文の説明に移ります。

議案書２６ページをお願いいたします。

まず、第１条では、趣旨としまして、この条例は、「子ども・子育て支援法第５４条の３において準用する法第４６条第２項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする」としまして、乳児等通園支援事業の前に特定がつくことで、こども誰でも通園制度の実施が認められた特定の事業者という意味になります。

したがいまして、第１条では、制度実施が認められた特定の事業者に対し、運営に関する基準を本条例で定めるというものになっております。

次に、第２条の運営に関する基準では、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、内閣府令にある特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の定めるところによるとしており、ここにある内閣府令第９５号において、制度を実施していくに当たっての保育所等の面積や職員配置、利用定員などの認可基準や運営基準の運用面について詳細に規定しており、その基準の定めによるものとなっております。

なお、先ほどの議案第２４号の条例と同様に、本条例についても国の制度創設に伴い、町独自に行うものではないため、条例自体シンプルに国の関係法令の準拠により、国において法改正が行われた場合にも柔軟に対応できるような条文の構成としております。

最後に、附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号吉富町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第8. 議案第26号 吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第8、議案第26号吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（南 博己君） まず、議案書の27ページをお願いいたします。

議案第26号吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてです。

行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正、令和6年6月21日号外 法律第59号が令和8年6月14日に施行されることに伴いまして、新たに個人番号カード、マイナンバーカードと在留カード等が一本され、個人番号カード、特定在留カード、特定特別永住者証明書の3種類になることから、特定在留カードと特定特別永住者証明書につきましても、コンビニのキオスク（K I O S K）端末での印鑑登録証明書の交付が可能となります。

また、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）に伴い、号ずれが生じるため、本条例を改正するものでございます。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書は28ページ、議会付属資料は71ページの新旧対照表をそれぞれ御覧ください。

第14条の2中の第2条第7項に規定する個人番号カードの次に、「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード、もしくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書」を加え、「第12条の2第4項第2号」を「第12条の2第4項第3号（ロ）」に改めるものでございます。

最後に、議案書の28ページのほうを御覧ください。

附則としまして、この条例は交付の日から施行することとしております。

なお、今回の条例改正につきましては、法律の改正に伴うものでございまして、町独自の改正はございません。

以上で説明を終わります。御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○議長（山本 定生君） 再開いたします。

日程第9 議案第27号 吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

工

○議長（山本 定生君） 日程第9、議案第27号吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（岩井 保子君） 議案書の29ページをお願いします。

議案第２７号吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

本議案は、いじめ防止対策推進法第３０条第２項の規定に基づく調査を行うため、町長部局の附属機関として新たに吉富町いじめ問題再調査委員会を設置するため、吉富町附属機関に関する条例の一部を改正するものでございます。

吉富町附属機関に関する条例（昭和４６年条例第１２０号）の一部を次のように改正する。

付属資料の７２ページ、新旧対照表を御覧ください。

別表の吉富町地域包括支援センター運営協議会の項、左から３つ目の担当事務の欄中、文章の末尾に句点が漏れておりましたので、「ため」の次に句点を加えるものでございます。

法令文の表現上のルールとして、文章の完結を示す際は末尾に句点を付けるとしておりますが、句点漏れが判明いたしましたので今般の改正に合わせて整備をするものです。

次に、新たに加える町長部局の附属機関として、改正案の左から順に附属機関の属する執行機関は町長、附属機関の名称は吉富町いじめ問題再調査委員会、担当事務はいじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第３０条第２項の規定に基づき、同法第２８条第１項に規定する調査結果について調査、審議することとございます。

議案にお戻りください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

いじめ防止対策推進法第２８条第１項では、学校の設置者、またはその設置する学校は、いじめが原因で児童や生徒の生命、心身等に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、また、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは重大事態としてその事態に対処するとともに、同種の事態の再発防止を図るため、事実関係を明確にするための調査、いわゆる２８条調査を行うとしております。

今般、教育委員会から２件の２８条調査の報告書が保護者の所見を付して提出されたことを受け、同法第３０条第２項の規定に基づく再調査の必要性を諮問し、また再調査を行うこととなった場合にその調査を行うことを目的として、公平・中立な立場で専門的な知見を有する第三者で構成するいじめ問題再調査委員会を、町長の附属機関として設置するものでございます。

なお、委員会の所掌事務や組織、その他必要な事項等につきましては規則で定めることといたします。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。岸本議員。

○議員（８番 岸本加代子君） 私は、この条例改正案については賛成の立場なんですけれども、内容をよく知っておきたいと思うので幾つか質疑させていただきます。

先ほどの確かめなんですけれども、課長の説明にあったかと思うんですが、私もこのいじめ防止対策推進法の第30条第2項及び28条第1項を、全体読んでみました。これはまさしく再調査のことを指していると思ったんですが、再調査の是非の調査も入っているということで間違いないでしょうかというのが1点。

それから、この条文は調査を行うことができるとしてまして、行わなければならないとはなっていないわけですね。今回それをするということなんですけれども、そういうふうにするというのを決めたのは保護者からの要望でしょうか。それとも、執行部の姿勢として、今後もそういったことは第三者に諮問するということを考えておられるんでしょうか。2点お願いします。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（岩井 保子君） まず、1つ目の御質問に対する回答です。

今回の調査委員会の所掌事務といたしましては、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査、審議と、その他町長が重大事態への対処等のために必要であると認める事項について調査をするように考えております。

まず、教育委員会から提出されました報告書が公平性・中立性が担保された状態で、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインに沿って作成されており、重大事態への対処や再発防止の観点から再調査の必要性について検討するため、専門的な知見を有する第三者によって調査をしていただくものと考えております。

調査の内容につきましては、調査手法の妥当性であったりとか、事実確認の誤り、不足の有無がないかどうか、再発防止策の妥当性、また、いじめを受けたとする児童生徒及び保護者からの再調査の要望の有無等で、調査をまず再調査委員会にかけて、今回提出されました報告書が適正につくられているものかということを判断をさせていただきたいと考えております。

教育委員会から調査結果報告書が提出された場合につきましては、町長が再調査の必要性を判断することになりますが、今回の事案につきましては町にとっても初めてのケースであり過去にも経験がないので、専門的な知見を有する第三者からいただいた意見を基に、まず、適切に判断したいと考えておりますので、委員会のほうに諮問をしたいと考えております。

この再調査委員会につきましては、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインによりますと、制度上、再調査制度が設けられていることを踏まえ、あらかじめ体制の構築を図る必要があると考えておりますので、今回、再調査委員会を設置しようと考えております。

再調査をする、しないということは町長が判断することになりますので、するにしてもしないにしても、そこを専門的な知見を持った方に一度確認をしていただきまして、その答申を基に適切に判断ができるようにしたいと考えております。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。

○未来まちづくり課長（岩井 保子君） いいですかね。以上でございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（８番 岸本加代子君） そうすると、特別に保護者の方から再調査をしてほしいという要望があったとかではなくて、町が初めてのことであったりとか、第三者の意見を聞きたいというところで、この委員会を設置するというふうに考えてよろしいですかということと、あと、内容の中で妥当性というのがあったんですけど、妥当性というのはどういうことなんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（岩井 保子君） 保護者の再調査の要望があったなしにかかわらず、町として再調査の必要かどうかというところを判断するために、再調査委員会にお諮りしたいと考えております。

それと、妥当性につきましては、調査手法の妥当性というところで、学校の設置者またはその設置する学校が調査をするに当たり、事実確認の誤りや不足がないかとか、あと、再発防止策がきちんとつくられているかというところを、きちんと調査報告書のほうに掲載されているかというところを、調査をしていただきたいと思います。と考えております。

その調査手法の妥当性というのは、教育委員会から提出された報告書が公平性・中立性が担保された状況でつくっているか、また、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインに沿ってつくられているかということも含めた妥当性というところでございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（８番 岸本加代子君） よく分からないですけど、分からないというか、調査報告書があって、そして、保護者からの意見書というんですかね、保護者からの何らかのコメントみたいなものもあると思うんですけど、それを両方見ながら、今言われたようなことを考えていただけるかどうか、調査していただけるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（岩井 保子君） 当然、調査報告書と保護者の所見は委員会のほうに提出して、そこは確認をしていただこうと考えております。

○議長（山本 定生君） 教育長。

○教育長（若山誠一郎君） この検討していただく委員会を設置していただける方向性を出してもらったのは、大変ありがたいことだと思います。

調査報告書の内容のいじめの事実関係の確認、整理、そして重大事態の対処、児童生徒への支援方法の検討、そして、学校及び私ども教育委員会の対応の検証、再発防止の提言がしっかりなされているかということを吟味していただく答申をもらおうと、そして、町長に判断していただくためのものだと考えております。

○議長（山本 定生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） よろしいでしょうか。質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第２７号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第２７号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第２７号吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第１０．議案第２８号 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第１０、議案第２８号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（岩井 保子君） 議案書の３１ページをお願いします。

議案第２８号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本議案は、先ほど御議決をいただきました議案第２７号において設置する吉富町いじめ問題再調査委員会の委員報酬を定めるため、特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案書は３２ページ、付属資料は７３ページでございます。

特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、昭和３１年条例第４７号の一部を次のように改正する。

付属資料の新旧対照表 73 ページを御覧ください。

別表 27 の項の次に、新たに町の附属機関として設置するいじめ問題再調査委員会委員長及び委員を加えるものでございます。

改正案の表、左から順に番号 28、職名はいじめ問題再調査委員会委員長、支給方法は 1 時間当たり、金額は予算の範囲内で町長が定める額。

次に、番号 29、職名はいじめ問題再調査委員会委員、支給方法は 1 時間当たり、金額は予算の範囲内で町長が定める額でございます。

この 2 つの項の追加により、28 の項と 29 の項について、それぞれ 30 と 31 に整備するとともに、改正案 30 の項において、職名を単に附属機関の委員としているものをほかと判別しやすくするため、その他の附属機関の委員とし、支給方法の「同じ」の記号を 1 回当たりに改めるものでございます。

議案にお戻りください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、いじめ問題再調査委員会の報酬等につきましては、6 月補正予算に計上しており、付属資料 77 ページの補正予算事業等の概要に記載をしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより、質疑に入ります。本案に対して質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8 番 岸本加代子君） 委員長なり、委員なりを選任するに当たって、公平性・中立性を担保することについて、何か考えておられるでしょうか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（岩井 保子君） 委員の選考につきましては、県やほかの自治体を参考に、まずは弁護士の選任を第一に考えております。この弁護士の選任に当たりましては、県の弁護士会から推薦を受けた方に選任をしていただきたいと考えております。

また、ほかの委員につきましては、弁護士会から推薦を受けて選任した弁護士に相談をしまして、専門的な資格や知識を持つ職種を御提案いただき、それぞれが所属する各機関に推薦を依頼したいと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 28 号は、会議規則第 39 条第 3 項

の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第２８号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第２８号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第１１．議案第２９号 吉富町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第１１、議案第２９号吉富町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書３３ページをお願いいたします。

議案第２９号吉富町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

国家公務員等の旅費支給規定が改正をされ、宿泊を伴う出張の際に実費支給される宿泊費の都道府県ごとの上限額を定める宿泊費基準額が改められたことに伴い、本町も国の基準に沿って見直しを行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容の説明をさせていただきます。

議案書は３４ページ、付属資料の新旧対照表は７４ページを御覧ください。

新旧対照表を御覧になるとお分かりをいただけるとと思いますが、右側の現行の条例では別表といたしまして、都道府県ごとの宿泊費基準額を全て規定をしておりました。しかしながら、この宿泊費基準額は国において毎年度実勢価格等を確認した上で、必要に応じて見直しを行うこととされており、実際に新制度の施行から１年が経過しました本年４月に早速改定が行われることと

なりました。

そのため、今後も毎年見直しが行われる可能性が高く、条例においてこの別表の形で既定をしておりますと、毎年国の基準が変わるたびに、国と同じ内容で条例改正をする必要が生じます。

また、国の基準額の改正内容が判明する時期が遅く、国と同じ時期での切替えに間に合うように条例を改正することが難しいという状況もあり、この別表の形で規定のままでは不都合が生じるため、今回の改正では、規定の方法を改めさせていただきたいと考えております。

具体的には、別表を廃止をいたしまして、まず、第13条において宿泊手当の額を直接条文に定め2,400円とすることといたします。

次に、宿泊費に関する第14条においては、宿泊費基準額を国家公務員等の旅費に関する法律の適用を受ける一般職の職員の例によるものとするという表現に改めることといたします。

これにより、国において宿泊費基準額の改正がされた場合には、自動的に本町の宿泊費基準額も改正をされるため、その都度条例改正をすることが不要となり、かつ国と同じ時期に改正をすることが可能となります。

また、適用する基準額につきましては、これまでの条例の規定どおり、本町の常勤特別職については、国家公務員の一般職のうち指定職職員等の金額を採用し、町の一般職の宿泊費基準額は、国家公務員の一般職のうち指定職以外の職員の金額を採用することとしております。

なお、今回の改正により、町の特別職に適用される基準額は、増加する都道府県と減少する都道府県がほぼ同数となっております。一般職に適用される基準額につきましては、増加と現状維持の都道府県がほとんどとなり、減少は僅かとなっております。金額としましては、増加が最大で5,000円、減少が最大で6,000円となっております。

最後に、議案書34ページの中段、附則といたしまして、1項でこの条例は令和8月7月1日から施行することとしております。2項では経過措置としまして、この条例による改正後の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員会付託を省略する

ことに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 29 号吉富町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 12. 議案第 30 号 令和 8 年度吉富町一般会計補正予算（第 1 号）について

○議長（山本 定生君） 日程第 12、議案第 30 号令和 8 年度吉富町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 30 号については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 30 号令和 8 年度吉富町一般会計補正予算（第 1 号）については、本日の質疑を省略し予算決算委員会に付託することに決しました。

日程第 13. 議案第 31 号 令和 8 年度吉富町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（山本 定生君） 日程第 13、議案第 31 号令和 8 年度吉富町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。よろしいですか。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書 1 ページ。2 ページ、補正予算実施計画書収益的收入及び支出、支出。3 ページ、資本的收入及び支出、収入。4 ページ、支出。5 ページ、予定貸借対照表。6 ページ、7 ページまで。

次に、補正予算実施計画明細書、収益的收入及び支出。支出 8 ページ。9 ページまで。

収入 10 ページ。支出 11 ページ。給与費明細書 12 ページ。13 ページ、14 ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号令和8年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第14. 議案第32号 令和8年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（山本 定生君） 日程第14、議案第32号令和8年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。2ページ、補正予算実施計画書、収益的收入及び支出。3ページ、資本的收入及び支出、収入。4ページ、支出。5ページ、予定貸借対照表。6ページ、7ページまで。

次に、補正予算実施計画明細書、収益的收入及び支出、8ページ。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 8款の処理場費の18節の修理費で、汚泥脱水機修理とあります。一番、ここの機械が使うと思われますが、今回の修理をすることによって今後何年くらいもつかということと、もう根本的に機械自体が悪くなって——もう何十年もたつんで——なっているのではないかと思われますが、その辺をお聞かせください。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（軍神 宏充君） こちら、今、御質問をありました汚泥脱水機の修善についてです。

吉富クリーンセンター、供用開始が15年度末となっております、現在22年が経過しております。以前にもこちらのほう、令和5年に修繕をしております、一部、汚泥脱水機のところが汚泥漏れが少し、経年劣化により軸受けやシール類、駆動ギアなどに摩耗が生じ、汚泥漏れが見られている状況でございます。

今回もう最小限の修繕ということで、そちらの軸受けやオイルシール、スクリュウの軸受けオイルシール、偏心軸受オーリング、駆動ギアなどの交換を行うものとして考えておまして、3年から4年程度はもつのではないかとということで維持管理業者のほうと話しております。

ただ、法定耐用年数でいきますと機械器具自体、15年ということで流入量も少ないので、それ以上に吉富クリーンセンターのほうではもっているとは思いますが、耐用年数も来ておりま

すので、ストックマネジメントということで改修の計画を下水道事業団、国・県の補助金を活用しながら今後立てていって、適正に吉富クリーンセンターの安全な、安定的な運転管理を進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。

○議員（４番 向野 倍吉君） はい。

○議長（山本 定生君） ８ページ、９ページまで。収入１０ページ、１１ページ、支出。給与費明細書１２ページ、１３ページ、１４ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第３２号は福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第３２号令和８年度吉富町下水道事業会計補正予算（第１号）については福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第１５、議案第３３号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（山本 定生君） 日程第１５、議案第３３号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書３８ページをお願いいたします。

固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本町固定資産評価審査委員会委員に次のものを任命したいので同意を求める。

氏名、外園美和。住所及び生年月日は記載のとおりでございます。

令和８年６月２３日をもって任期が満了する木戸信一氏の後任として外園美和氏を選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により町議会の同意を求めるものでございます。

外園さんは大学を御卒業後、豊前市で御家族が営まれる外園会計事務所に入所をされました。その後、平成２０年に税理士登録をされ、平成３０年には同事務所の所長となりました。今年の１月に自宅兼事務所を吉富町に構えて、豊前市から移転移住をされ、現在は町内在住の税理士として御活躍をされております。

税理士会でも支部の理事を長年務められるなど、優れた識見、そして豊かな経験を有しており、

残る２名の委員が民間の不動産業経営者と町職員ＯＢであることから、委員構成の面からも、税理士である外園氏は固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えております。

なお、任期は令和８年６月２４日から３年間となっております。

以上で説明を終わります。御同意くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第３３号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第３３号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第３３号固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

日程第１６．議案第３４号 固定資産評価員の選任について

○議長（山本 定生君） 日程第１６、議案第３４号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 議案書３９ページをお願いいたします。

議案第３４号固定資産評価員の選任について。

本町固定資産評価員に、次の者を選任したいので同意を求める。

氏名、奥本恭子。住所及び生年月日は記載のとおりでございます。

本年４月１日付の職員人事異動で税務課長に異動がありましたので、岩井保子前税務課長の後任として奥本恭子現税務課長を本町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第４０４条第

2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

奥本課長は吉富町役場職員として勤続30年を超えるベテランで、職務経験も豊富であり、固定資産評価員の職務を十分にこなせるものと考えております。

以上で説明を終わります。御同意くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員会付託行を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号固定資産評価員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

日程第17. 議案第35号 農業委員会委員の任命について

○議長（山本 定生君） 日程第17、議案第35号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 議案書の40ページ、41ページをお願いします。

議案第35号でございます。

農業委員会委員の任命について。

本町農業委員会委員に次のものを任命することについて、同意を求める。

令和8年7月19日をもって、農業委員会委員の任期が満了となるため、新たに委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により町議会の同意を求めるも

のでございます。

委員として提案する方々の住所、氏名、生年月日は記載のとおりです。その詳細について説明させていただきます。

まず、同法施行規則第2条第2号により、認定農業者を委員の4分の1とすることが規定されています。したがって、吉富町農業委員会の委員の定数を定める条例で定められた14名の委員の中で4分の1に当たる4名について、吉富町認定農業者担い手農家連絡協議会から推薦を受けた方々として、お二人目から高橋初美さん、松本久則さん、堤久英さん、山本幸雄さんを。

次に、法第8条第7項の農業委員の任命に当たり、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないことから、福岡県農業委員会女性ネットワークより推薦を受けた井上幸子さんと山本学美さんを。

続いて、農業委員会は農地等の権利移動の許可や農地転用許可に関する意見具申等を行っており、その公平・公正な判断が強く求められる組織であるため、第8条第6項に基づき、農業分野以外のものの意見を反映させる中立委員を1名以上任用する必要があります。

そのため、吉富町商工会から商工会事務局長として推薦を受けた一番最初にございます岡剛さんを。

最後に、農地転用の審議を行う上で、地区別に水利や耕作への影響を判断する必要があることから、吉富町生産組合町会から推薦を受けた、41ページお二人目から、和才時廣さん、賀部正直さん、太田正さん、横川要さん、菊啓治さん、高尾賢二さん、高瀬和浩さんの7名を提案するものでございます。

なお、委員の任期につきましては、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間であります。

以上が議案の内容となります。御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑ありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 大変な重責を担っていただく14名の方には御期待申し上げますが、ちょっとお尋ねします。

農業委員に任命された方は、それぞれその農業地域について監視というんですかね、現在の状況を管理する責務があると聞いたんですが、14人の中で重なる地域が、住所が同じようなところがありますんで、そういうことがないように何か決めてあるんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） お答えいたします。

農業委員の地区割については町内で地区を定めておりますので、重なるということはありません。ただ、中立委員の方などにもいますので、そこでその土地について御意見があれば意見を申

すということはございますが、委員の中での地区についてはきちっと定めております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） ほかに質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

日程第18．報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

○議長（山本 定生君） 日程第18、報告第3号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 議案書42ページをお願いいたします。

報告第3号繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和7年度吉富町一般会計の繰越明許費は別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

本報告につきましては、地方自治法第213条第1項の規定に基づきまして、令和8年度へ繰り越すべき事業費並びに財源が決定し繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものです。内容につきましては、議案書43ページを御覧ください。

まず、2款総務費1項総務管理費、子ども・子育て支援金対応に伴う人事給与システム改修事

業で、翌年度繰越額 9 万 2 千 4 百 0 0 円でございます。こちらは子ども・子育て支援金対応に伴う人事給与システムの改修について、国からの情報提供が見込みよりも遅れ、改修に時間を要し、年度内の完了が困難となったことから、事業費の全額を繰り越したものでございます。財源は全額一般財源となっております。

次に、同じく 2 款 1 項総務管理費、吉富町役場庁舎給水管改良事業で、翌年度繰越額 1 万 8 千 3 百円でございます。

当初予定していた工事内容について、実際の施工を前に詳細を確認した結果、配水管の径を大きくする工事の追加が必要となり、年度内の工事完了が困難となったことから、翌年度に繰り越したものでございます。財源は、全額一般財源となっております。

次に、同じく 2 款 1 項総務管理費、庁舎駐車場整備事業で、翌年度繰越額 2 万 0 千 8 百 3 万 8 千 0 百 0 円でございます。

役場庁舎駐車場の再整備に先立って、庁舎前の農業用水路を改修する必要がありましたが、農業用水の利用の関係で工事可能期間が限られることから、年末から工事を始め年度をまたいで施工し、早期に工事を完了させる必要があったため繰越しをしたものでございます。財源は、全額一般財源となっております。

次に、2 款総務費 3 項戸籍住民基本台帳費、振り仮名通知一括取り込み機能整備事業で、翌年度繰越額 1 万 3 千 2 百円でございます。

本事業は、昨年末に国の補正予算が成立して実施することとなった国の補助事業であり、年度内での改修は困難でありましたが、補助金の交付を受けるために令和 7 年度中に予算措置をし、翌年度に全額を繰り越したものでございます。財源は、全額国庫支出金となっております。

次に、同じく 2 款 3 項戸籍住民基本台帳費、戸籍附票システム旧氏対応に伴うシステム改修事業で、翌年度繰越額 4 万 6 千 2 百円でございます。

先ほどの案件と同様の理由で令和 7 年度に予算計上し、全額を繰り越したものでございます。財源は、全額国庫支出金となっております。

次に、4 款衛生費 1 項保健衛生費、あいあいセンター空調・照明設備改修事業で、翌年度繰越額 3 万 5 千 1 百 0 万円です。

当該工事について、財源として町にとって有利な交付税措置のある脱炭素化推進事業債を活用するため、その前提として、当該工事による建築物の省エネ化が基準を満たすかどうかの審査を追加で実施する必要があるが生じ、年度内に工事が完了することが困難となったことから、翌年度に繰り越したものでございます。財源は、地方債 3 万 1 千 5 百 0 万円、残りが一般財源となっております。

次に、7 款商工費 1 項商工費、吉富町応援商品券事業で、翌年度繰越額 4 万 9 千 2 百 7 万 1 千 0 百 0 円です。

昨年末に成立した国の補正予算で追加交付をされました、重点支援交付金を活用した町民1人当たり1万4,000円の応援商品券を交付する事業について、少しでも早く町民の皆様にお届けをするため、2月中に商品券の配布を行い、年度をまたぐ5月31日までの使用期間を設定する必要があったことから、令和8年度分として執行する事業費を繰り越したものでございます。財源は、国庫支出金3,524万円、残りが一般財源となっております。

次に、8款土木費2項道路橋梁費、町道吉富小学校線拡幅事業で、翌年度繰越額707万7,000円でございます。

災害時の避難路として、小学校正門前の道路の拡幅を図るもので、速やかに設計を終えて工事に着手するため、昨年の12月議会で補正予算を計上後、年度をまたいだ契約を締結し、令和8年度の早期に業務を完了させるため、当該事業費を繰り越したものでございます。財源は、地方債が690万円、残りが一般財源となっております。

次に、同じく8款2項道路橋梁費、道路新設改良事業で、翌年度繰越額1,500万円でございます。

山国川の堤防兼用道路の舗装等の工事について、令和7年度内に工事を発注した場合に、発注時期の関係で落札価格の高止まりが懸念をされたため、工事費の削減を図るために入札時期を調整したため、当該事業費を令和8年度に繰り越したものでございます。財源は、地方債が1,140万円、残りが一般財源となっております。

次に、8款土木費4項都市計画費、かわまちづくり事業で、翌年度繰越額1,000万円でございます。

令和7年度に、便益施設であるトイレの新設工事を実施しましたが、同敷地内に、令和8年度に防災倉庫を新設する予定であり、倉庫建設に伴う舗装工事が手戻りとならないよう、トイレ周辺の舗装を防災倉庫の新設工事完了後の舗装と併せて施工するため、令和8年度に当該事業費を繰り越したものでございます。財源としましては、国庫支出金が420万円、地方債が510万円、残りが一般財源となっております。

最後に、9款消防費1項消防費、排水設備整備事業で、翌年度繰越額1,654万9,000円でございます。

移動式排水ポンプの積載用のダンプ購入について、法改正に伴う車両の新基準への対応のため、令和7年度中のダンプの納入が困難であったことから、翌年度に当該事業費を繰り越したものでございます。財源は、地方債が1,530万円、残りが一般財源となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（山本 定生君） 以上で、報告説明を終わります。

日程第 19. 報告第 4 号 繰越計算書について（下水道事業会計）

○議長（山本 定生君） 日程第 19、報告第 4 号繰越計算書について（下水道事業会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（軍神 宏充君） 議案書 44 ページをお願いいたします。

報告第 4 号繰越計算書についてでございます。

令和 7 年度吉富町下水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり、翌年度に繰り越し、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づきまして、令和 8 年度へ繰り越すべき建設改良費及び財源が決定し、繰越計算書を調製いたしましたので、これを御報告するものでございます。

45 ページの繰越計算書をお願いいたします。

1 款資本的支出 1 項建設改良費、事業名は管渠設計です。予算計上額は 4,946 万 7,000 円、翌年度繰越額は 1,000 万円でございます。

内容につきましては、直江・界木地区における下水道管渠設計に係る費用の繰越しです。令和 7 年度予算において、界木地区の下水道管渠の基本設計及び詳細設計の費用として予算を計上しておりましたが、当該下水道管を県管理河川である佐井川を横断させるに当たり、その工法の検討に時間を要することとなったためでございます。

具体的には、県が管理する橋梁に共架できるかどうかの耐震構造の確認に係る県との協議、また、河床下を推進工法により横断する工法や、水管橋のように横断独立管方式を採用する方法など、複数の工法について比較検討を行う必要が生じたものでございます。これらの検討には相当の期間を要することから、工法の方角性が確定した後に、詳細設計を発注する方針とし、基本設計に係る費用を令和 8 年度に繰り越したものです。

なお、詳細設計につきましては、令和 8 年度予算に改めて計上しております。

また、基本設計につきましては、令和 8 年 1 月 23 日に契約を締結し、現在、作業を進めているところでございます。財源の内訳としましては、一般財源とし、損益勘定留保資金 1,000 万円を充てております。

以上で報告を終わります。

○議長（山本 定生君） 以上で、報告説明を終わります。

日程第 20. 報告第 5 号 経営状況の報告について（土地開発公社）

○議長（山本 定生君） 日程第 20、報告第 5 号経営状況の報告について（土地開発公社）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（岩井 保子君） 議案書46ページをお願いいたします。併せて、別紙の吉富町土地開発公社の令和7年度事業報告書をお手元に御準備をお願いいたします。

報告第5号経営状況の報告について。

令和7年度吉富町土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。町が出資する土地開発公社について、法の定めにより経営状況を説明する資料を作成いたしましたので議会に提出し、報告するものでございます。

令和7年度事業報告書の1ページをお開きください。

1、事業の概要です。公有地の拡大の推進に関する法律の趣旨に基づき、町当局の当面した地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進のため協力をしました。

2、事業の実施状況です。公有地の取得及び売却の状況について、令和7年度は該当はございません。

3、理事会の議決事項です。令和7年5月14日と令和8年3月24日に理事会を開催いたしました。議決事項は記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

4、役職員につきましては、令和8年3月31日現在の役職員の状況を記載しております。

3ページ、5、監査です。監査の日時、場所、出席者、監査項目につきましては記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。

4ページから5ページは、6、令和7年度月別資金状況でございます。

4ページ左上、4月の前年度からの繰越額は571万2,647円で、5ページ右下の3月末資金残高は557万134円でございます。

4月の支出は、監査を行った監事に対する役員報酬3,000円と法人町民税5万円の計5万3,000円です。5月の支出は、役員報酬1万2,000円と両替手数料330円の計1万2,330円です。7月の支出は、役員変更に伴う登記手続業務費の6万7,550円です。8月の収入は、定期預金利息1,246円と普通預金利息565円の計1,811円です。2月の収入は、普通預金利息の556円です。3月の支出は、理事会の役員報酬1万2,000円です。

6ページをお開きください。

6ページから7ページにわたりまして、事業管理費と一般管理費の月別の支出内訳を記載しております。内容は、先ほどと同様で、7ページ右下、14万4,880円が支出合計額でございます。

8ページをお開きください。

8ページから11ページにわたり、7、予算決算対照表でございます。

収入の部、9ページ、合計の予算現額571万8,000円に對しまして、収入済額は571万5,014円で、予算現額と収入済額との比較では、2,986円の不足となっております。

10ページをお開きください。

支出の部、11ページ、合計の予算現額571万8,000円に對しまして、支出済額は14万4,880円で、不用額は557万3,120円でございます。

12ページをお開きください。8、損益計算書でございます。

3の販売費及び一般管理費で14万4,880円の損益、4の事業外収益で受取利息2,367円の収益、差引き14万2,513円が当期純損失でございます。

13ページ、9、貸借対照表は、令和8年3月31日現在の状況でございます。

資産の部、資産合計は現金及び預金のみで1,057万134円でございます。負債の部はございません。

資本の部では、資本金が基本財産として、町からの出資金500万円でございます。準備金は、前期繰越準備金の571万2,647円に對しまして、当期は14万2,513円が損失となりましたので、準備金合計は557万134円でございます。

資本合計は、資本金と準備金の計1,057万134円で、負債はありませんので、負債資本合計も同じく1,057万134円でございます。

14ページをお開きください。10、キャッシュ・フロー計算書でございます。令和7年度の現金収支の状況を示しております。

計14万4,880円の支出に對しまして、収入が2,367円で、4の現金及び現金同等物減少額は14万2,513円でございます。期首残高は、現金571万2,647円に對し、期末残高は、現金557万134円でございます。

15ページ、11、公有用地明細書です。公有用地につきましては、現在、保有はございません。

12、財産目録につきましては、資金は現金預金と定期預金のみで、合計1,057万134円、負債はございませんので、差引正味財産は1,057万134円でございます。

16ページをお開きください。13、監査意見書でございます。監事による監査の意見書でございます。

17ページ、14、令和7年度分利益金処分計算書でございます。

前期繰越準備金として571万2,647円に對し、当期純損失が14万2,513円、当年度未処分利益金は557万134円となり、同額の処分数額557万134円は、次期繰越準備金と

して処分いたします。

以上で、令和7年度吉富町土地開発公社事業報告を終わります。

○議長（山本 定生君） 以上で、報告説明を終わります。

○議長（山本 定生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後0時13分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年 6月 5日

議 長

署名議員

署名議員